

## 「令和3年7月大雨災害静岡県義援金」の募集について



令和3年7月1日から大雨災害により、熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土石流災害に対して、災害救助法が適用されたことをはじめ、静岡県内各地において甚大な被害をもたらしました。

静岡県共同募金会では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集をしていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

義援金名称	令和3年7月大雨災害静岡県義援金
受付期間	令和3年7月8日（木）から同年10月29日（金）まで （※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）
義援金受付窓口	《斜里町共同募金委員会》 ※斜里町社会福祉協議会 住所：斜里町文光町52番地17（斜里町老人福祉センター内） 電話：0152-23-4704
義援金受入口座	《ゆうちょ銀行》 ※直接送金される場合 口座番号：00920-4-238696 口座名義：静岡県共同募金令和3年7月大雨災害義援金 <b>※同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの振込書による送金手数料は無料</b>
義援金の送金	本会に寄せられた義援金は、北海道共同募金会を通じ、静岡県共同募金会へ送金され、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会に置いて配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。
税制上の取り扱い	この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。 確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。 ※募集要綱：斜里町共同募金委員会においてお渡しできます。 《該当する税制優遇措置》 ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当



斜里町共同募金委員会

